

『大東世語』「政事篇」注釈稿

堀 誠

〔凡例〕

一、本稿は、服部南郭『大東世語』「政事篇」の本文と原注に関する注釈である。

注釈は、「特殊演習〇組」(早稲田大学教育学部国語国文学科二〇〇五年度科目、堀 誠担当)の受講生(石本波留子・當麻夏恵・齋藤全)がそれぞれ講読担当話の発表資料に基づいて原稿化した。

一、底本は、早稲田大学図書館蔵本『大東世語』(寛延三年(一七五〇)刊)に依り、また典拠に関しては同館蔵本『大東世語考』(方寸菴漆鍋稿、寛延四年(一七五二)序)を参考にした。

一、「政事」篇の都合九話を、「政事一」のように順次表記した。

一、注釈は本文の「書き下し文」・「訳文」、原注の「書き下し文」・

『大東世語』「政事篇」注釈稿(堀)

〔訳文〕、および〔語釈〕〔典拠〕から構成される。また必要に応じて〔備考〕を加えた。

一、「書き下し文」は、原則として底本の訓点を尊重しつつ、適宜これを改めた。

〔政事一〕

橘良基^①。歴^二任五州。毎^二罷歸。不^レ載^二資材。常教^二子孫^一以^レ潔^レ己。其子在公^②。問^二治政要^一。良基曰。雖^レ有^二百術^一。不^レ如^二一清^③。

〔書き下し文〕

橘良基、五州に歴任す。罷め歸る毎に、資材を載せず。常に子孫に教ふるに己を潔するを以てす。其の子在公、治政の要を問ふ。良基曰はく、「百術有りと雖も、一清に如かず」と。

〔訳文〕

橘良基は、伊予・常陸・越前・丹波・信濃の五州に歴任した。任が
あけて都へ帰る度に、資産を運ぶことがなかった。彼は常に子孫に
対して、自分自身を清らかに正しくするよう、教え説いた。その子
である在公は、治政の要点を質問した。良基が答えて言うには、「諸々
の術策があるといっても、一途の清廉さには及ばない」と。

〔原注〕

① 治部太輔安吉之子。

② 良基子男十一人。在公其第六子也。

③ 良基。仁和三年卒。清貧無資。没時。在黄門行平賻以絹布。

乃得殯葬。

〔書き下し文〕

① 治部太輔安吉の子なり。

② 良基の子男十一人、在公は其の第六子なり。

③ 良基、仁和三年に卒す。清貧にして資無し。没する時、在黄門

行平 賻るに絹布を以てし、乃ち殯葬するを得たり。

〔訳文〕

① 治部太輔安吉の子である。

② 良基の男子は十一人あり、在公はその第六子であった。

③ 良基は、仁和三年に没した。彼は清純で私欲がなかったために、

財産が無かった。没した時は、中納言の在原行平が 絹布を贈っ

て喪を助け、殯葬することができた。

〔語釈〕

橘良基 八二五～八八七。平安時代の国司。官に仕え、後に貞観六
年（八六四）伊予権介に任ぜられ、貞観十一年（八六九）常
陸介、貞観十六年（八七四）越前守、元慶元年（八七七）丹
波守、元慶八年（八八四）信濃守と五州を歴任した。仁和三
年、六十三歳で没す。

安吉 橘安吉雄。橘良基の父で摂津守であった。

潔己 自分自身を穢れなく清らかにすること。また、自分自身を不

純なく正しくすること。

治政要 治政の要点。「要」は要訣、ポイント。

百術 「百」は数の多いこと。諸々。「百術」は「一清」と対をなす。

一清 「一」はもっぱら、ひたすらの意。「一清」は一途に清廉にす

ること。

在公 橘在公。良基の第六子。

仁和 年号。八八五～八八九。

卒 貴人の死をいう。日本では令制で四位、五位の人の死に対し

て言う。

清貧 行いが清らかで私欲がなく、そのために貧しく暮らしている

こと。

資材 ここでは資財、財産の意味。

殯 かりもがり。死人を埋葬する前、しばらくその死骸を棺に入

れて安置すること。

黄門 中納言の唐名。唐の門下省の次官である黄門侍郎。

行平 在原行平。八一八〜八九三。平安時代前期の公卿。平城天皇の皇子阿保親王の子で、在原業平の兄。天長三年(八二六)、業平とともに在原朝臣の姓を賜る。主として武官を歴任。歌人としても有名で『古今和歌集』に作品を残している。

〔典故〕

『日本三代実録』卷五十「光孝天皇」仁和三年(八八七)六月八日。

(石本 波留子)

〔政事2〕

一條源公①。以王孫任官。朝事克治。不減老吏。人間其故。公曰。我以不才。尸素宗籍。世事人情。未嘗歷試。乃自散列時。每班朝位。必先人入。後人退。默而習者多年。乃亦得知一二。

〔書き下し文〕

一條源公、王孫を以て官に任ず。朝事 克く治まる。老吏に減せず。人 其の故を問ふ。公曰はく、「我 不才を以て、宗籍に尸素す。世事人情、未だ嘗て歴試せず。乃ち散列の時自り、朝位に班する毎に、必ず人に先んじて入り、人に後れて退く。黙して習ふこと多年なるに、乃ち亦た一、二を知ることを得」と。

〔訳文〕

一條源公(源雅信)は、帝の子孫であるために官に任ぜられたが、政務はきちんと治まり、老吏に劣らなかつた。ある人がその理由を尋ねると、公はこう答えた。「私は不才の身でありながら、皇族として安穩に禄をはんでいます。世の中のことも人の心も、いまだによくは経験を積んでいないのです。そこで宮中に参内し退出する時はもとより、朝議の場に列席するたびに、必ず人より先に参内し、人より遅れて退出します。こうして長年黙々と習いおさめたおかげで、ようやく十のうち一、二を知ることができました」と。

〔原注〕

①源雅信。寛平帝之孫。吏部王之子。官至左大臣。號曰一條。〔書き下し文〕

①源雅信なり。寛平帝の孫、吏部王の子なり。官は左大臣に至り、號して一條と曰ふ。

〔訳文〕

①源雅信のことである。寛平帝の孫で、吏部王の子である。官は左大臣に至り、一條殿と号した。

〔語釈〕

一條 源雅信の号。一條左大臣。

源雅信 九二〇〜九九三。平安時代中期の公卿。父は宇多天皇の皇

子式部卿敦実親王。母は左大臣藤原時平の娘。源姓を賜り臣籍に下る。藏人頭右中将から参議、大納言などを経て右大臣

となり、花山・一条・三条天皇の傅(付き添うおもい役)をつとめ、天元元年(九七八)十月、左大臣に就任。正暦四年(九九三)七月二十六日、重病のため出家。同月二十九日没。七十四歳。一条左大臣と号し、また鷹司殿とも呼ばれ、名臣との誉れが高かった。娘の倫子は摂政藤原道長に嫁し、関白頼通、同教通、上東門院彰子らを産んでいる。

寛平 年号。八八九〜八九八。

寛平帝 宇多天皇。八六七〜九三一、在位八八七〜八九七。光孝天皇第七皇子。諱は定省(さだみ)。寛平年間に親政を行い、後年「寛平の治」と称せられたため特に寛平帝と呼ばれる。菅原道真を重用し、彼の言に従って、遣唐使を廃止した。昌泰二年(八九九)十月十四日、仁和寺で出家。退位出家後もその発言力は大きく、「法皇」として力を振るった。皇子女は醍醐天皇、敦実親王ら二十人。

史部王 敦実親王。八九三〜九六七。宇多天皇の第八皇子で、醍醐天皇の同母弟。子孫は源姓を賜り臣籍降下し、「宇多(敦実)源氏」として栄えた。「史部」は式部卿の唐名。親王が一時、式部卿を務めたことによる呼び名で、六条式部卿の宮ともいわれた。天曆四年(九五〇)出家して仁和寺に住し、康保四年(九六七)三月二日死去。七十五歳。

朝事 まつりごと。政務。「朝」は天子が政事を行うところ、まつりごとの意。

老吏 年老いた役人、また経験を積んで熟練している役人をいう。尸素 ある地位についていながら、禄をもらうだけで職務を尽くさないこと。尸位素餐、尸禄素餐の略。

宗籍 皇族の戸籍。皇族のこと。「宗」は、先祖のみたまや。

世事 世の中のいとなみ。世俗の現実的なことから。俗事。

人情 世間一般の人々の思いやり、考え。

歴試 「歴」は、次々と。「試」は、ためす、調べる。経験を積むこと。

散列 「散」は退出すること、「列」は出仕して居並ぶこと。

班朝位 「班」は順序を決め、順序正しく並ぶこと。「朝位」は、朝廷での位置(官位)の意。「班朝位」で、朝議の場で官位の順に座を占めることをいう。

因みに、出典である『大鏡』には、一条殿の言葉としては「親王たちのなかにて、世の案内も知らず、たづきなかりしかば、さるべき公事の折には、人より先にまゐり、こと果てても、最末にまかり出などして、見習ひしなり」とある。

多年 多くの年月。長年。

〔典拠〕

『大鏡』道長下「雑雑物語」。

(當麻 夏恵)

〔政事3〕

平惟仲①爲肥州時。有請狀。於列投上卿。源右府②爲上卿。右府素已保護惟仲。爾日乃披狀難詰。惟仲不滿見色。右府曰。若此狀。在列固自應駁。退於里第。或亦應允。是朝政爾。何怨哉。惟仲慚服。

〔書き下し文〕

平惟仲 肥州爲る時、請狀有り。列に於いて上卿に投ず。源右府上卿爲り。右府 素より已に惟仲を保護す。爾の日乃ち狀を披きて難詰す。惟仲 不満 色に見る。右府曰く、「此の狀の若き、列に在りては固より自ら應に駁すべし。里第に退きては或は亦た應に允すべし。是れ朝政のみ。何ぞ怨むや」と。惟仲 慚服す。

〔訳文〕

平惟仲が肥後守であったとき、申請する文書があった。臣下達が列座する場においてその文書を上卿に差し出した。源右府が上卿であった。右府はもともと惟仲を加護していたのだが、この日は文書を披くと惟仲を非難し問い詰めた。惟仲は不満の思いを顔に表した。右府が言うには、「このような文書はもとより列座の場において非難されるべきものであり、私邸に退いた時にはまた許されるべきものだ。これが政治というものである。どうして怨むのか」。惟仲は恥じ入り感服した。

〔原注〕

『大東世語』「政事篇」注釈稿（堀）

①中納言時望之孫。美濃守珍材之子。官至大納言。

②雅信。

〔書き下し文〕

①中納言時望の孫、美濃守珍材の子なり。官は大納言に至る。

②雅信なり。

〔訳文〕

①中納言時望の孫で、美濃守珍材の子である。官職は大納言に至った。

②源雅信である。

〔語釈〕

惟仲 平惟仲。九四四～一〇〇五。平安時代中期の公卿。父は平珍材、母は備中または備後郡司女とも讃岐人ともいう。康保三年（九六六）東宮昇殿以来、肥後守、大学頭、弁官、藏人頭を経て、正暦三年（九九二）参議に任じ、長徳四年（九九八）中納言、長保三年（一〇〇一）大宰権帥となり、同五年従二位。しかし、宇佐宮宝殿に封をしたことから、同官司の訴えにより寛弘元年（一〇〇四）権帥を停められ、翌二年三月十四日、腰の骨折が原因で大宰府に没した。六十二歳。惟仲が肥後の守に任ぜられたのは天元四年（九八一）。また原注①に「官は大納言に至る」とあるが、これは誤認と考えられる。

肥州 肥後国。西海道の一国。現在の熊本県にあたる。北は筑後国

（福岡県）に、東は豊後国（大分県）・日向国（宮崎県）に、

南は薩摩国（鹿児島県）・大隈国（同）にそれぞれ接し、西は有明海を臨む。地形は、大まかに東高、西低をなす。

請狀 申請する文書。

列 朝臣がずらりと居並ぶ場。列座。典拠と考えられる『江談抄』では「陣」とする。

投 相手の手中に、または先方に収まるように差し出す。

上卿 平安・鎌倉時代、朝廷の儀式を指揮する公卿。普通は中納言以上の任。

右府 右大臣の唐名。典拠では一条左大臣。

難詰 非難し問い詰めること。

駁 まぜかえず。他人の言ったことに反対し論じる。また、他人の言ったことに対し反発して非難する。

里第 私邸の意。「里」は内裏に対する語。「第」は、いえ、やしき。宅には甲乙の次第があるから「第」という。

允 ゆるす。かどをたてずに、相手の意見を聞き入れる。

朝政 朝廷の政治。あさまつりごと。

慚服 「慚」は恥じる。面目なく思う。人の評価、好意に対しふさわしくない自分をはじる。「服」は恐れ入り、納得すること。

時望 平時望。八七七〜九三八。

珍材 平珍材。生卒未詳。美濃守。『古事談』・『江談抄』に逸話が見られる。

美濃 地名。東山道の一国で、現在の岐阜県南部にあたる。東は信

濃国（長野県）、北は飛驒（岐阜県）・越前（福井県）の両国、西は近江国（滋賀県）、南は伊勢（三重県）・尾張（愛知県）・

三河（同）の諸国に接する。

雅信 源雅信。「政事2」「語釈」参照。

〔典拠〕

『江談抄』卷二「惟仲中納言申請文事」。

（齋藤 全）

〔政事4〕

長曆帝。見「庶官衣袖漸廣」不悦。密令侍中①咨小野右府藤公②。

公曰。誠如「聖意」。請臣先受罪。以懲其餘。人必謂臣乃以老臣亦猶如是。上從其謀。令公停朝杜門數日。朝衣無敢踰制者。

③。

〔書き下し文〕

長曆帝、庶官の衣袖漸く廣きを見て悦ばず。密かに侍中をして小野右府藤公に咨らしむ。公曰はく、「誠に聖意のごとし。請ふ。臣先

づ罪を受けて、以て其餘を懲らさんことを。人必ず謂ふ。臣乃ち老臣を以て亦た猶ほ是くのごとし」と。上は其の謀に従ひ、公をして朝を停め門を杜ぢしむること數日、朝衣敢へて制に踰ゆる者

無し。

〔訳文〕

長曆帝は、庶官の衣の袖口が次第に大きくなるのを見て快く思わな

かった。そこで密かに藏人頭である資房を遣わし、小野右府藤原実資に相談した。実資が言うには、「誠に聖意のとおりでございます。私がまず罪を受けて、その他の人々を懲らさんと思ひます。私が罪を受けたとなれば人々はきつと、老臣でさえこのように罪せられるのだと思うでしょう」と。帝はその秘策に従い、実資に数日間参内をやめて、閉門謹慎させると、朝衣の袖については、敢えてきまりを超える者はいなくなつた。

〔原注〕

① 藤原資房。右府係孫。

② 實資。

③ 或云。延喜時。藤時平有此事。

〔書き下し文〕

① 藤原資房なり。右府の係孫なり。

② 實資なり。

③ 或云はく、「延喜の時、藤時平に此の事有り」と。

〔訳文〕

① 藤原資房である。右府藤原実資の係孫であつた。

② 藤原実資である。

③ ある人が云うには、「延喜の時、藤原時平との間にこのことが有つた」と。

〔語釈〕

長暦 年号。一〇三七〜一〇四〇。

『大東世語』「政事篇」注釈稿（堀）

長暦帝 後朱雀天皇。一〇〇九〜一〇四五。一〇三六〜四五在位。

一条天皇の第三皇子。母は藤原道長の娘彰子。

侍中 藏人の唐名。

餘 ここでは餘人の意。

藤原資房 藤原資房。一〇〇七〜一〇五七。平安時代中期の公卿。藤

原実資の養子藤原資平の長男。小野宮家の嫡流として、長暦

二年（一〇三七）三十二歳で藏人頭、その後、参議、従三位

と実資の存命中は順調に官位が進んだが、その後は摂関家と

対立する立場に立つたため不遇であつた。

實資 藤原実資。九五七〜一〇四六。小野宮、賢人右府とも称され

る。右大臣従一位まで進む。〔言語9〕〔語釈〕参照。

藤時平 藤原時平。八七一〜九〇九。平安時代前期の政治家。よく

醍醐天皇を補佐して、いわゆる「延喜の治」を推進した。

〔典拠〕

『古今著聞集』卷三「政道忠臣」後朱雀院、右大臣實資に仰せて装束の過差を止めらるる事」。

東の過差を止めらるる事」。

〔備考〕

『大鏡』卷二には、原注③にいうように、左大臣藤原時平と醍醐天

皇との計略として伝えている。

（石本 波留子）

〔政事5〕

源亞相俊明①。値^レ公事。時或遺^レ攜^レ令篇。乃取臆^レ裁行。後校^二故事。都無^レ不中者^一。

〔書き下し文〕

源亞相俊明、公事に値ひて、時に或ひは令篇を攜ふることを遺る。

乃ち臆に取りて裁行す。後に故事を校するに、都て中らざる者無し。

〔訳文〕

源亞相俊明は、公務にあたって、あるとき令篇（事例集）を持参するのを忘れた。そこで記憶に頼って執り行つた。後で先例と照らし合わせたところ、一致しないものは全くなかった。

〔原注〕

①大納言俊賢之孫。宇治隆國之子。官大納言。

〔書き下し文〕

①大納言俊賢の孫、宇治隆國の子なり。官は大納言なり。

〔訳文〕

①大納言俊賢の孫で、宇治隆國の子である。官は大納言であった。

〔語釈〕

俊明 源俊明。一〇四四～一一一四。平安時代後期の公卿。醍醐源

氏権大納言源隆國の三男。承保二年（一〇七五）六月、藏人

頭左中將から参議に任ぜられ、檢非違使別当など頭要の官を

歴任したのち、正二位大納言民部卿に至る。永久二年（一一

一四）十二月二日、数ヶ月来の重病により出家、同日没。七十一歳。朱雀に邸宅があつたことから、朱雀民部卿と号する。公事に通達した能吏としての説話を多数残し、本話もその一つ。

亞相 「相国に次ぐ」の意。相国は太政大臣の唐名で、宰相のこと。

ここでは太政官の長官（太政大臣・左大臣・右大臣）を宰相と位置づけ、それに次ぐ大納言を指して「亞相」としている。

俊賢 源俊賢。九六〇～一〇二七。平安時代中期の公卿。醍醐天皇

の皇孫。父は左大臣源高明。妹の明子は藤原道長の室で、俊賢自身も道長の権勢に功勞があつた。万寿四年（一〇二七）

六月十二日出家、翌日没。六十八歳。

宇治隆國 源隆國。一〇〇四～一〇七七。平安時代中期の公卿。権

大納言俊賢の次男。元の名は宗国。説話集作者として知られ、多くの逸話を残す。避暑地としての別荘が宇治平等院の南泉坊にあり、その所在地名をとり宇治隆國と呼ばれる。

公事 公の仕事、公務。また、訴訟。

令篇 「令」は、いいつけ、命令、おきて、お達しの意。「篇」はひとつづりの文書、書物のこと。「令篇」は、公事の規則などを記した書物をいうのであろう。

臆 「憶」に通じる。記憶の意。

校故事 「校」は、あれこれと引き合わせて比べる、調べて正すの

意。「故事」は、昔あつたことがらやことばの起源などのいわ

れを指す。

〔典故〕

『古事談』第二「臣節」俊明、公事ニ通ズル事、並ビニ清衡ノ献金ヲ請ケザル事（第一七六話）。

（當麻 夏恵）

〔政事 6〕

藤爲隆①。於「承保帝前」。讀「諸奏事」。其日題目殊多。帝有「倦色」。爲隆欲「畢聞」。佯爲「不悟」。猶讀數事。既餘「五六」。帝不堪將「起」。爲隆猶或爲「不見」。取「一疏」云。伊勢祭主臣玄言申「請天裁」事。高讀「一發」。帝爲「宗廟事」故復坐。遂得「盡奏」。

〔書き下し〕

藤爲隆、承保帝の前に於いて、諸奏事を讀む。其の日 題目殊に多し。帝 倦色有り。爲隆畢く聞かせんと欲す。佯りて悟らざるを爲し、猶ほ讀むこと數事。既に五、六を餘す。帝堪えずして將に起たんとす。爲隆猶ほ或ひは見ざるを爲し、一疏を取りて云ふ、「伊勢の祭主 臣 玄言して天裁を申請する事」と、高く讀むこと一發なり。帝 宗廟の事の爲の故に復坐す。遂に盡く奏することを得。

〔訳文〕

藤原爲隆は、承保帝（白河天皇）の前でもろもろの奏事を讀んでいった。その日は殊のほか題目が多く、帝は飽き飽きしたご様子であった。爲隆はことごとく聞かせたいと考え、氣付かないふりをして、

『大東世語』「政事篇」注釈稿（堀）

さらに數事を讀み上げた。すでに残り五、六通ばかりになったとき、帝はたまらず立ち上がるうとした。爲隆はなおも見ないふりをして、ひとつの申し立て文を取って、「伊勢の祭主の大中臣氏が心より深く天皇の裁定を申請する事」とより一層声高に讀み上げた。帝は宗廟のことなので座に戻った。こうしてことごとく奏上することができた。

〔原注〕

①參議爲房之子。官左大辨。

〔書き下し〕

①參議爲房の子なり。官は左大辨なり。

〔訳文〕

①參議爲房の子である。官は左大弁である。

〔語釈〕

藤 藤原の姓。

倦色 飽きた顔つき。疲れた顔つき。

一疏 ひとつの申立文。

伊勢祭主臣玄言申請天裁事。 典故と考えられる『統古事談』には、

「祭主大中臣某、謹申請天裁事」とある。これによれば「臣」は、伊勢祭主である「大中臣」氏の意か。

玄言 奥深い言。玄語。深く申し上げるの意。

天裁 天皇の裁定。

申請 願い出る。ある請求を官庁に申し出る。人民が官府に対し申

し出る。

一發 白語語彙で、ますます、いっそう。

爲隆 藤原為隆。一〇七〇～一一三〇。平安時代の公卿。参議大藏卿為房の長男。母は美濃守源頼国の娘。寛治元年(一〇八六)従五位下に叙されて以来、甲斐守・中宮権大進・右小弁・左中弁・遠江守などを歴任。藏人頭に補された。ついで保安三年(一一二二)参議に昇り、左大弁を兼ね、さらに従三位に進んだが、大治五年(一一三〇)九月八日、痢病により没す。六十一歳。

承保 年号。一〇七四～一〇七七。

承保帝 白河天皇。一〇五三～一一二九。典拠では白河院。平安中期の天皇。後三条天皇の第一皇子。名は貞仁（まことひと）。六条帝とも。応徳三年(一〇八六)讓位、上皇となり、初めて院政を開き、堀川、鳥羽、崇徳の三代四十三年にわたり実権を握った。永長元年(一〇九六)出家して法皇となる。

伊勢 東海道の一国。現在の三重県東部にあたる。東は伊勢湾に臨み、西は鈴鹿山脈・布引山脈・大台山系を隔てて、伊賀(三重県西部)・山城(京都府)・大和(奈良県)の三国に接し、南は志摩(三重県南部)に接し、北は尾張(愛知県)・三河(岐阜県)と接している。

爲房 藤原為房。一〇四九～一一一五。平安時代の公卿。但馬守隆方の子。母は右衛門権佐平行親の娘。永承四年(一〇四九)

生まれ。延久五年(一〇七三)従五位下となり、遠江守、加賀守、尾張守などの受領を経歴する。一方で藏人・弁官を帯び、康和四年(一一〇二)に白河上皇の院別当となり、嘉承二年(一一〇七)に鳥羽天皇が即位すると藏人頭に任命され内藏頭を兼ね、天永二年(一一一一)に参議となっている。永久元年(一一一三)には従三位に叙されるが、同三年腫瘍を病み、同年四月一日出家し、翌二年に没している。六十七歳。

参議 令下の官。太政官に置かれ、中納言に次ぐ重職。四位以上のものから任ぜられ、公卿の一員。宰相。

左大辨 律令制の官名。太政官に直屬し、左右に分かれ、左弁官は中務・式部・治部・民部の四省を、右弁官は兵部・刑部・大藏・宮内の四省を管掌し、その文章を受理し、命令を下達した。左右それぞれに大弁・中弁・少弁があり、その下に大史・少史がある。

〔典故〕

『續古事談』第一「王道后宮」第十三話。

(齋藤 全)

〔政事7〕

承保帝嘗夢藤顯頼①。引手進行。故寵遇特重。而爲郎時。奏進除目。帝覽忽怒。裂便却擲。顯頼懼退。既而其父顯隆入見。上云。

外史諸遠。未_レ勘_二攝州公文_一者。顯頼何由録進。上自勸_二政事_一如此。

〔書き下し文〕

承保帝嘗て夢む、藤原顯頼 手を引きて進み行くと。故に寵遇特に重し。而して郎爲る時、除目を奏進す。帝覽て忽ち怒る。裂きて便_十ち却_六擲_七す。顯頼懼れて退く。既にして其の父顯隆 入見す。上云ふ、「外史の諸遠、未だ攝州の公文を勘せざる者なり。顯頼何に由りて録進する」と。上 自ら政事を勸_レすること此のごとし。

〔訳文〕

白河天皇は、夢の中で、藤原顯頼が帝の手を引いていく様を見た。そのゆえに寵遇は特に重かった。顯頼が中央官であった時のこと、除目を奏進した。帝はそれを御覽になるや怒りだして、引き裂いて投げ返した。顯頼は恐れおののいて退出した。やがて、父である顯隆が参内した。帝が言うには、「外史の諸遠は、まだ摂津国の公文書を点検し終わっていない。それなのに顯頼はどういうわけで諸遠の名を入れて録進するのか」とおっしゃった。帝は、このように政事を自ら励み行った。

〔原注〕

① 顯頼祖爲房參議。父顯隆中納言。顯頼官中納言。

〔書き下し文〕

① 顯頼の祖 爲房は參議なり。父の顯隆は中納言なり。顯頼の官は中納言なり。

〔訳文〕

① 顯頼の祖父である。爲房は、參議であった。父の顯隆は中納言であった。顯頼の官はまた中納言である。

〔語釈〕

承保帝 白河天皇。一〇五三〜一二二九。〔政事6〕〔語釈〕参照。

顯隆 藤原顯隆。一〇七二〜一二二九。藤原爲房の次男。白河院の

執行別当として威権をふるい、「天下の政、この人の一言に在り」(『中右記』)と言われ、「よるの関白」(『今鏡』)と異名をとったが、大治四年(一一九二)五十八歳をもって没した。

顯頼 藤原顯頼。一〇九四〜一一四八。平安時代後期の公卿。権中

納言藤原顯隆の長男。鳥羽上皇の腹心として「内外権を執り、際会人に超ゆ」(『本朝新修往生伝』)と評された。公卿を辞した後も、重要な議事には参与した。久安四年(一一四八)五十五歳で没した。

寵遇 寵愛して特別に待遇すること。

郎 中央官庁の中級役人。

擲 なげうつ。なげる。

懼 おそれること。びくびくすること。

上 天子。おかみ。

勵 はげます。勉勵すること。

爲房 藤原爲房。一〇四九〜一一一五。〔政事6〕〔語釈〕参照。

諸遠 中原師遠である。大内記天文密奏の中原師平の子で、正五位上大内記天文密奏に任じられた。大外記でもあったことは、

『中右記』等にたびたび見える。

攝州 摂津国。畿内の一国。現在の大阪府の一部と兵庫県の一部。

〔典故〕

『今鏡』「すべらぎの中」「つりせぬうらうら」。

（石本 波留子）

〔政事 8〕

北條泰時聽政日。有訟獄。甲既極口申陳己理。及乙者乃執要而對。絶有辭。甲者慙然不覺大息曰。吁吾屈矣。聞者嗤笑。

泰時獨感賞曰。不然。知過憚改。遁辭不已。多是訟者情已。吾聽獄久矣。未會見若此人。眞率不吝矣。遂諭乙者。中分其理。

〔書き下し文〕

北條泰時 政を聽く日、訟獄有り。甲既に口を極めて己が理を申陳す。乙者は乃ち要を執りて對するに及びて、絶だ辭有り。甲者は慙然として覺えず大息して曰はく、「吁、吾屈せり」と。聞く者嗤笑す。泰時獨り感賞して曰はく、「然らず。過ちを知りて改むるに憚り、遁辭して已まざる、多くは是れ訟者の情のみ。吾 獄を聽くと久し。未だ曾て此の人のごとく、眞率にして吝ならざるを見ず」と。遂に乙者に諭して、其の理を中分す。

〔訳文〕

北條泰時が政務をとっていた当時、裁判があった。甲が先に言葉を

尽くして自分の道理を申し立てた。乙はそこで要点をとらえて答えるに及び、とても説得力があった。甲は慙然として思わず大きく息をついてこう言った。「ああ、私の負けだ」と。これを聞いた者はあざ笑った。ただ泰時だけは感心しほめてこう言った。「そのようなことはない。過ちを知りながらそれを改めることにはばかり、言い逃れをし続けることは、法廷で白黒を争う人の心情としてごく一般のことである。私は訴えごとを聞いて久しいが、いまだかつてこの人のようにまじめで潔い者に会ったことはない」と。かくして、乙をさととして、その理非の中庸をとった。

〔語釈〕

北條泰時 北條泰時。一一八三―一二四二。鎌倉時代中期の武士で、

鎌倉幕府第三代執権。第二代執権義時の長男。幼名金剛、元

の名は頼時。尼將軍政子の死後、連署（執権補佐）を設けたほか、評定衆を置いて幕政を評議させ、執権独裁から合議政治への転換に努めた。また武家最初の法典である『御成敗式目』（貞永元年、一二三二）を制定したことで知られる。

仁治三年（一二四二）五月に出家、六月十五日六十歳で没するまで、その治世は多くの人々に愛されたという。

訟獄 訴えごと。裁判沙汰にすることから。

申陳 「申」も「陳」も、のべるの意。申し立てること。

理 物事のすじみち。すじめだった考え。理屈。

慙然 むなししい気持ちになるさま。がっかりと失望するさま。

嗤笑 嘲笑。「嗤」は、あざわらう、あざわらいの意。

遁辭 責任などを免れるためにいうことば。いいのがれのことば。

逃げ口上。

訟者 あらそい、うったえる人。裁判で言いあらそう人。

聽獄 訴えを聞いて、とりさばくこと。「獄」は訟獄のこと。

眞率 ありのままで飾らない。まじめ。ひたむき。正直でさっぱり

したこと。『南史』「陶潛傳」に、「我醉欲眠、卿可去。其眞率如此。」とある。

不吝 「吝」は、ものおしみする、度量が狭くさっぱりしないさま、

くよくよして思い切りがわるいさま。「不吝」で、くよくよせず思い切りよく認めることの意。「やぶさかならず」と訓読することもある。

〔典故〕

『沙石集』第三ノ二「問注に我れと負けたる人の事」。

(當麻 夏恵)

〔政事9〕

青砥藤綱。夜涉水。従者誤失墜錢十文。以告藤綱。綱乃命別出錢五十文雇夫。炬照水底。而搜索焉。訖得而歸。或笑其得不償失。綱曰。不爾。雇錢五十。布在民間。没水十錢。永失世寶。是當患爾①。

〔書き下し〕

『大東世語』「政事篇」注釈稿(堀)

青砥の藤綱、夜 水を渉る。従者 誤失して錢十文を墜す。以て藤綱に告ぐ。綱乃ち命じて別に錢五十文を出し夫を雇ひ、水底を炬照して、而して搜索す。訖く得て歸る。或 其の得失を償はざることを笑ふ。綱曰はく、「爾らず。雇錢五十、布きて民間に在り。水に没する十錢、永く世寶を失ふ。是れ當に患ふべきのみ」と。

〔訳文〕

青砥藤綱が夜、川を涉っているとき、従者が誤って錢十文を落としてしまった。このことを藤綱に報告すると、藤綱は五十錢を出して人夫を雇い、水底を松明で照らして探し求めた。そして全て見つけて帰った。ある人が、その利得が出費に見合わないことを笑うと、藤綱は、「そうではない。雇い賃五十錢は広く民間に行き渡る。しかし水に十錢を没したままでは、永久に世の宝を失うことになる。これはまさに危惧すべきことだ」といった。

〔原注〕

① 藤綱爲北條氏治地産。愛民施貧。事多仁蹟。其家不甚乏。而奉躬甚儉。衣無縑帛。下飯唯用鹽少許而已。

〔書き下し〕

① 藤綱は北條氏の爲に地産を治む。民を愛し貧に施す。事 仁蹟多し。其の家甚だしくは乏しからず。而るに奉躬甚だ儉なり。衣に縑帛無く、下飯唯だ鹽少し許りを用ゐるのみ。

〔訳文〕

藤綱は北條氏のために土地の産物を治めていた。民を愛して貧し

いものに施し、彼の事蹟には仁なる行いが多かった。その家はひどく貧しくはなかったが、生活にはとても儉約した。衣類には絹織物はなく、副菜にはただ塩を少しばかり用いるだけであった。

〔語釈〕

青砥藤綱 生卒未詳。鎌倉時代の武士。十一歳のとき出家して学問に励み、二十一歳で還俗、三郎藤綱と名乗り行印法師について儒仏の学を学んでいたが、二十八歳のとき、北条時頼に仕えて評定の末座につき、頭人となった。威にあつて猛からず、身は質素を守りながら公儀のためには金銭を惜しまず、貧者には慈悲ぶかく、古今に並びなき賢者であつたという。

涉水 川を渡る。

誤失 しくじる、あやまる。

夫 人夫。

炬 かがり火、松明。

訖 ここでは、ことごとく、残らずの意。

布 広く行き渡らせる。

蹟 あと、あしあと、物事が行われたあと。

奉躬 我が身を養うこと。「奉」は養うこと。

儉 つつましい。質素である。

縑帛 「縑」は目を細かく固く織った絹。「帛」は白絹の意。

下飯 おかず。副食。あるいは下酒物。

〔典故〕

『太平記』卷三十八「青砥左衛門賢政の事」。

『太平記』（土井本）卷三十五。

〔備考〕

この逸話はよく知られているが、『関東評定衆伝』『吾妻鏡』などの鎌倉幕府関係の記録類には青砥左衛門藤綱の名はみえない。

（齋藤 全）